

## 4月1日（金）より乗用カートの灰皿を撤去いたします

『健康増進法』の改正に伴い、受動喫煙を防ぐための取り組みが厳格化され、ゴルフ場に対しても周囲への配慮を求めるとの指針が出されました。

当クラブでは、競技会や1人予約等の組合せでプレーされるお客様より、乗用カート内における受動喫煙へのご指摘を受けることが多くなり、喫煙者の権利を考慮しながらも、分煙化が難しい乗用カート内につきましては、新たに禁煙エリアとし灰皿を撤去させていただきます。

また、コースエリアでは火災予防の点から灰皿設置場所以外での喫煙をご遠慮ください。

### 【実施日】

2022年4月1日（金）～

### 【内 容】

- ①乗用カート内の禁煙化と灰皿の撤去
- ②コース内指定喫煙区域の設定と灰皿の設置

### 【灰皿設置個所】

#### ①クラブハウス周辺の灰皿設置個所

- ・レストラン奥テラス、練習場小屋裏ベンチ脇、練習グリーン、  
※マスター室横喫煙ルームは感染症対策でクローズ中です。

#### ②コース内の灰皿設置個所

- ・スタートハウス脇（東1番、南1番、西1番）
- ・コース売店脇（東6番、南6番、西6番）
- ・各ショートホールティーイングエリア ベンチ脇

（東3番、南4番、南7番、西4番、西8番）※東6番はコース売店脇を併用。